

テーマ 農業市場研究の課題

農業市場問題としての農地問題

——土地問題史観から市場問題史観へ——

玉 真之介*

はじめに

「農業問題の最大の焦点は土地問題であって、土地問題が正しく解決されれば農業も本来の正常な発展を示す」。こういった考え方、言うならば土地問題史観がわが国においては強い影響力を持ってきたように思われる。それは、日本が後発の資本主義で、西欧における先発の資本主義諸国と比べると、ブルジョア革命における土地改革が徹底性を欠き、それがまた日本資本主義の構造を歪めた、という戦前以来のいわゆる「講座派」系社会科学の問題視角とも深く関わっている。

農地改革が、やり残されたブルジョア革命の達成とされる一方で¹⁾、「耕作権ではなく、土地所有権に重きを置いた²⁾」がゆえに、戦後の農地問題の原点と断罪される、きわめてアンビバレントな評価を受けているのも、土地改革に農業問題の解決を求める土地問題史観が強く作用しているからと思われる。

しかし、このような多分に西欧の近代化を座標軸として、「封建制から資本制への移行」の正しい在り方を問題にする視角はすでにパラダイムとして時代に適合しないのではないか。なぜなら、先進的な土地改革を達成したはずの西欧の資本主義国も依然としてわが国と共通する農業問題を構造的に抱えることが一段と明らかになっているからである³⁾。

土地問題の重要性は、昔も今も変わることはない。しかし、これまで土地問題の過大視が明らかに市場流通問題の軽視と裏腹の関係にあった。こうして問題は、絶対化されていた土地問題を、農業を取り巻く諸市場関係の中に相対化することであり、結論から言えば、農地問題を農業市場問題総体の1つとして位置づけ直すことである。そのためには、これまで前提とされてきた理論が再検討されねばならず、また、現実の問題もそうした再検討から再構成される必要があるだろう。

こうした課題は、本来的に一人の研究者が成し得る限度を越えている。その意味で、この拙論もただ、理論・歴史・現状のそれぞれを統一的に再構成する1つの手がかりとして、「土地制度と小作制度の区別」という新しい視点を提示することに主要な意図がある⁴⁾。

それは筆者からすれば、小農概念を軸に新たな農業問題の枠組みを提示する試みでもある⁵⁾。つまり、農業も製造工業と同様に資本主義化してゆくというこれまでの史観⁶⁾でなく、農業はあくまで非資本主義的な部分として残るとする史観に立って⁷⁾、農業の非資本主義的部分としての個性＝地域性を重視し、資本主義との間で結び結ばれる市場関係に主要な分析の対象を求める考え方である。

この史観に立つとき、これまで前提とされた「近代的土地所有権」概念は、農業の資本主義化が立論の前提とされているところに、そもそも概念的な性格を持っていたように思われる。各国の土地制度と小作制度のきわめて多様な地域性は、

* 弘前大学農学部

そのような観念的な概念によってではなく、より機能的で現実分析的な議論の枠組みを要求しているのではないか。

では、この点の再検討から開始しよう。

注

- 1) 大石 [31] 参照。
- 2) 渡辺 [56], 128頁。
- 3) とりあえず、拙稿 [49] を参照。
- 4) この視点は、すでに拙稿 [43] で一度、日本農業史の問題として提起した。今回は、それを現状まで延長するところに意図がある。
- 5) その内容については、拙稿 [40] [41] [42] [46] [47] を参照。
- 6) この史観への批判は、拙稿 [50] を参照。
- 7) 栗原 [23] は、資本主義は小農問題を解決しない、という形でこの史観を明確にした。その資本主義の「部分的な社会的生産」としての性格は、鈴木 [37], 侘美 [39] によって世界資本主義論として理論的に一層明確にされた。

I 「近代的土地所有権論」再考

1 つまづきの石としてのマルクス地代論

わが国の土地問題の在り方を世界史的な視角から位置づける基準として「近代的土地所有権」の意味内容を最初に明確にしたのは、小倉 [30] と言えよう。もちろん、「近代的土地所有」は、戦前の「封建論争」においてすでに重要な争点ではあったが、その内容は明確ではなかった。そのため論争は、土地私有を根拠に「地主的土地所有」を「封建的土地所有」ではないという「労農派」と、「剰余価値の支配的形態」という小作料の「地代範疇」を根拠に「半封建的土地所有」であるとする「講座派」の間で議論がすれ違っていた。

これに対し小倉は、「近代的土地所有権なる概念は、私的土地所有権なる概念と混同し、または同一視してはならない¹⁾」として、その決定的なメルクマールを「用益権と所有権の対等な対立²⁾」に求め、以下のように論点を整理した。

「ここで地主的土地所有権というのは、私的土地所有権としての内容を有するが、用益権は所有権

に従属せしめられている形態である」「この所有権への用益権の従属という点だけをとれば、それは封建的土地所有の本質的性質の一つであって、この意味において地主的土地所有権は、封建的土地所有権の本質的性格の一部具有するものといわなければならない³⁾」。

このように、小倉は「近代的土地所有権」を所有権と用益権という2つ権利の在り方として再構成し、それによって「地主的土地所有」の封建的性格を明確にすると共に、地租改正がブルジョア的な土地改革として不徹底であったとする「講座派」的な考え方を理論的に補強にしたと言える。

この小倉の理解は、小倉の引用からも明らかのように、マルクス『資本論』のスコットランドの地主がコンスタンティノーブルで生涯をおくるといふ記述で有名な地代論の緒論部分に依拠したものであった。法学分野でも渡辺洋三が、同様にそれに依拠しつつ、「土地所有権が土地用益権に従属することメルクマールにいわゆる「物権化」論として「近代的土地所有権」を示した⁴⁾。

しかし、実はここに1つの問題があったのではないか。というのも、マルクスの地代論はあくまで「農業が製造工業とまったく同様に資本主義的生産様式によって支配されていることを前提⁵⁾」とした上での議論であった。確かにマルクス自身、イギリス農業がそのような関係に限りなく近づくと考えていたが、実際のイギリス農業において「土地所有権が土地用益権に従属」していたわけではない。イギリス農業の黄金時代と言われる19世紀中頃であっても、土地改良投資の主体は地主であり、それゆえ借地農には地主から様々な制約が課されていたのである⁶⁾。

それゆえ椎名 [33] や戒能 [20], 原田 [3] などの実証研究が進展によって、「近代的土地所有権」の想定と実際の西欧農業の実態との「ズレ」が法学分野で論争となったのである⁷⁾。しかし、ここではむしろ所有権と用益権とを同列に論じることへの疑問を提起したい。

すなわち、法学の門外漢を承知であえて述べるならば、所有権とはそもそも私人（市民）対国家（市民社会）との関係なのに対し、用益権とは私人（市民）対私人（市民）の関係にほかならないからである。つまり、川島 [21] が明確にしたよ

うに、近代的所有権とは、封建制社会で一体化していた所有権の私的側面と社会的側面が完全に分離されて、その保障は個々の所有者の実力によってではなく、「市民社会の政治的投影としての市民的國家によって⁹⁾」社会的になされるものである。この結果として、用益をめぐる所有者と利用者との関係は完全に私的関係として、基本的に商品経済に委ねられるものではないのか。

いわゆる「物権化」論とは、「資本投下者＝土地利用者の資本所有権とその自由な運動を保障する⁹⁾」必要性を根拠に、土地所有権だけは一般所有権とは違って、國家が利用者の保護のために所有権に制約を課すという主張と言えよう。しかし、それはまさに資本主義的農業の仮定の上で論じられたマルクス地代論にまどわされた結果ではないか。なぜなら、現実の資本主義は近代的所有権が確立すれば土地利用が資本主義的関係にならなくても、生産様式として十分に自立し、発展し得るものだからである。

むしろ資本主義の成立にとっては、土地所有といえども例外なく近代的所有権が確立されることの方が必要不可欠の条件と言わねばならない¹⁰⁾。実のところマルクスの地代論も、たとえ土地利用までも資本主義的關係になったと仮定したとしても、労働の生産物でない土地を資本の論理では処理しきれないことを論証するものだったのではないか¹¹⁾。

その意味でも、「近代的土地所有権」論は、あたかも資本主義が土地所有形態を自己の論理にみあったものに作り替える力を本来的に持っているかのように描き出すものとして、重大な問題を内包するように思われる。

確かに、土地利用権が「物権化」されてゆく現象自体は、どの資本主義国にも見られるものである¹²⁾。しかし、それはまさに資本主義が自らの論理にあった土地所有形態を作り出せない結果、商品経済に委ねられていた土地利用の關係（小作制度）が國家対私人の關係へと転化したものと理解すべきであろう。それを「近代的土地所有権」が徐々に成立してゆくプロセスと理解しても¹³⁾、問題の現代的性格が見失われてしまうのではないか¹⁴⁾。

労働の生産物でない土地の所有と利用は一般の

商品のように私人關係に委ねるべきではなく、公的な土地利用の要請によって制約されるべきものである。しかし、それは「近代的土地所有権」を確立させることによってではなく、資本主義の論理を制約することによってではないのか。

2 土地制度と小作制度の区別

筆者は、所有権と用益権を一体化して論じるのではなく、それぞれ別々に論じることが必要だと考える。所有権とは國家が憲法で認める公的で、制度的で、画一的な権利である。これに対して、用益権の方は本来的に商品経済の浸透の程度によって、それぞれの地域の地理的、自然的、社会的条件に規定された地方独特の小作制度として多様な存在である。

わが国の昭和戦前期をとっても、片や岡山県南部では、小作人が第三者対抗力を明確に確立していた¹⁵⁾のに対し、片や岩手県の一部には未だ名子制度という伝統的な小作慣行が支配していた。このほか、東日本と西日本とは地主小作關係の基本的な性格が違っていたし、水田地帯と畑作地帯でも異なっていた。にもかかわらず、それを「地主的土地所有」という画一的な土地制度で理解することによって、多様性は無視され、「地主の支配」が一面的に強調されてきたのではないか。

もちろん、小作制度の在り方も民法（私法）の中に名文化され、そこに1つの統一的形式として明示されていることは言うまでもない。「地主的土地所有」論の重要な論拠も明治民法の所有権優位の規定にあった¹⁶⁾。しかし、それらは商品経済に委ねるという意味から、基本的に「任意規定」であって、実態がそれから乖離することを妨げないものであった。

この意味からも、「物権化」現象といわれる「強行規定」を含む小作制度への國の介入は、農産物市場への國の介入と同様に、商品経済に委ねられていた土地利用關係が食糧危機や農業恐慌などの經濟構造の変動によって、市場では処理できない社会問題へ転化した結果と言える。わが國の場合、それが第一次大戦後に登場してくるのも、戦時期の經濟成長が地主と小作の經濟的地位を大きく変えた結果であって、そうした商品經濟の發展が市場を通じて小作制度をどの様に変化させた

のかを市場論的に分析することが重要なのである。

もちろん、その場合でも小作制度は土地制度の在り方から離れては存在しないのであって、そこにおける土地制度の在り方が問題となる。しかし、そこでも重要なのは、まず大陸なのか島国なのかといった、その国の国土条件であり、決して「近代的土地所有権」といった抽象的な言葉では一般化できない各国の自然的な地域の特徴が正しく踏まえられなければならないのである。

とはいえ、やはり問題となるのは、封建制解体の過程でどの階層に近代的な土地私有権が帰属したのかという点であろう。それは基本的に3つの類型を分けて論じる必要がある。イギリスや旧東ドイツ、ロシアのように貴族の大土地所有として封建領主にそれが帰属した類型と、フランス、旧西ドイツ、日本のように封建制下の農民身分に農民的小土地所有として帰属した類型、そしてアメリカ、カナダ、オーストラリアなど植民地の類型である。

国土条件の差、そしてこの類型差は、たとえ土地市場が成立して土地が商品として売買されたとしても、容易に越え難い歴史的所産いえるものであり、今日の農産物貿易摩擦の原因を正しく理解する上からも、とりわけ強調されねばならない点と思われる。

3 各国農業の相対化

「近代的土地所有権」概念は、明らかにイギリスの近代における三分割制の下での資本主義化した農業をモデルとして設定されたものであった。そこに、いわば封建制から資本制への移行の完成された姿、資本主義の下での農業のもっとも近代化された姿、農地問題の解決された姿が投影されていたと言える。それは、わが国農業が非資本主義的形態で残存する根拠を資本主義の後発性、土地改革の不徹底性に求める問題視角によって設定された座標軸であった。

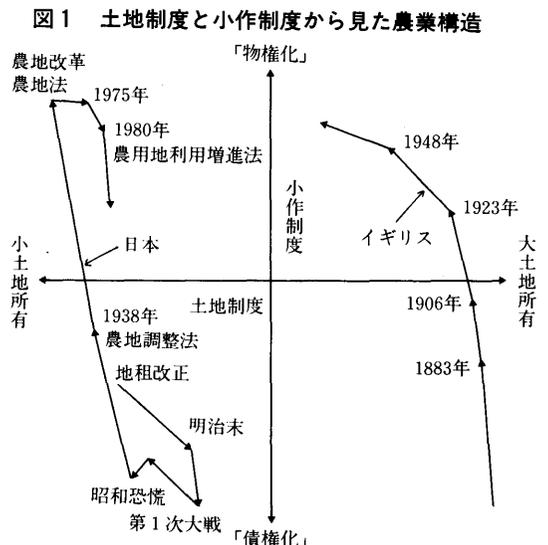
しかし、実際のイギリス農業がどの程度資本主義化されていたかは議論があり、また19世紀末からは運輸革命を通じて植民地農業に取って替われ、第一次大戦後は借地農業体制は崩れて自作農が増えて、今では規模は全く違うにしろわが国同様大半が家族農場に担われている¹⁷⁾。資本主義と

いう生産様式は、社会のすべてを資本主義的關係に作り替えるといった理解はあまりに素朴な一元論だろう。資本主義は、非資本主義的部分を価格形態を通じて自己の循環運動に取り込むことで、それを温存・利用しつつ自立的に再生産してゆく生産様式だからである¹⁸⁾。

この意味からも、近代のイギリス農業を基準とした理論で、今日の農業問題を整理することはもはや無理であろう。今求められているのは、資本主義各国がそれぞれいかなる農業構造を歴史的所産として持っているのかを相対的に把握することであろう。それは、市場競争にさえ委ねれば農産物貿易問題は解決するというイデオロギーがマスコミを巻き込んで力を持っているわが国の状況においては、とりわけ重要と言わねばならない。

土地制度と小作制度を座標軸とする4象限図式は、そのような各国農業を相対化する試みである。まず横軸に土地制度をとり、マイナスの極を小土地所有、プラスの極を大土地所有とする。大と小ではあまりに無概念的だが、大陸的と山地的という国土条件と、貴族の大土地所有と農民的小土地所有のある程度の相関を加味して大と小の極とした。次に縦軸に小作制度をとり、マイナスの極を債権的關係、プラスの極を物権的關係をする。ここでは、「物権化」が不可逆的な歴史ではなく、逆転することもあることを意識している。

このようにすれば、イギリス農業の展開は、土



地制度については、貴族的な大土地所有がしだいに崩れて小土地所有に向かうベクトルで描け、他方小作制度に関しては、1875年以來の農地法を通じてしだいに物権的關係へ推移してゆくものとして描くことが出来る。また、紙幅の關係で説明は割愛するが、日本農業についても、図1のように描けよう¹⁹⁾。

このようにして、この座標軸上には、各国の農地問題の在り方が時系列的に描けると共に、ある一時点をとって、各国の農業構造の位置を相対化して描くこともできるのである。

注

- 1) 小倉 [30], 著作集第1巻, 81頁。以下同じ。
- 2) 小倉 [30], 82頁。
- 3) 小倉 [30], 87頁。
- 4) 稲本 [9], 83頁を参照。
- 5) マルクス [26], 793頁。
- 6) 米川 [58] [59], 椎名 [35], 田代 [51], 佐伯 [32] などを参照。
- 7) 戒能 [18], 水本 [28], 椎名 [34], 浜林 [2], 稲本 [8] 等を参照。また、それらを総括的に論じたものとしては、戒能 [19], 牧原 [25], 岩本 [15], 稲本 [9] などがある。
- 8) 川島 [21], 118頁。
- 9) 原田 [7] (1), 8頁。
- 10) 篠塚 [36] を参照。
- 11) この点、栗原 [24] 「耕作権の概念とその実存形態」における小倉批判を見よ。
- 12) 原田 [7] 参照。
- 13) 甲斐 [16] を参照。
- 14) 原田 [4] はその問題を提起している。
- 15) 帝国農会 [52] における、都窪郡帯江村中野部落における以下の記述を参照。「小作地に対する小作人の強固なる権利は争議の生んだ一の結果であったが、これは逆に経営拡大への障害として存在する。というのは小作農自身土地の購入によって経営拡大を企画しても小作権の存在がこれを阻止し、前小作者を土地から引き離し得ず、自ら経営者たる地位を確立するのは容易でないからである」(175頁)。
- 16) 代表例として、宮川 [27] 参照。
- 17) 18世紀の「農業革命」によってイギリスでは「三分割制」による資本主義的農業が成立したという伝統的理解は、その後の実証研究の進展によって大きく崩れつつある。田淵 [38] を参照。また、その後の展開については、柘植 [53], 及び注6の文献を参照。
- 18) 鈴木 [37], 513~8頁, 侘美 [39] 第1篇第2章参照。
- 19) 日本については、拙稿 [42] [44] [45] などでおおよその展開を記述した。

II 戦後の農地問題と農地法

1 「農地改革原罪論」批判

周知のように、戦後の農地法制は、農地改革の成果の恒久化をめざした1952年の農地法が、農地の転用規制の面においては一定の役割を果たしつつも、基本法農政以降の農地流動化の要請には応えられず、1970年の農地法一部改正、1975年の農振法への農用地利用増進事業導入、1980年の農用地利用増進法制定へと、「農地法制の二元化」の道を歩んできた²⁾。そして今や、アメリカからのコメの輸入自由化の要求も背景に、食管制度と共に農地法の廃止が政策的な焦点となりつつある。

以上の理論的反省に立って、また土地制度と小作制度の区別による市場論的分析という視点にたつて、戦後の農地問題を考えるならいかなるコメントが出来るであろうか。その場合、土地制度というものはその国にとっていわば歴史的所産とも言うべきもので、容易に動かし難いものであるという点が、1つの重要なポイントであった。そうした各国の土地制度の違いを無視して、所有権と用益権の關係だけから農地問題を云々することはナンセンスである。

この意味から、最初に取り上げなければならないのは、農地改革が耕作権の保障を耕作権の確立ではなく土地所有権付与によったところに戦後の農地問題の原点があるとする、いわゆる「農地改革原罪」論である。すなわち、渡辺 [56] は「農地改革前には、地主を敵とする立場に立っていたはずの耕作者が改革によって地主の立場に立つようになり、しかも、そのような土地所有者が戦前

と異なって圧倒的多数を占めるようになったことが、実は農地改革の最大の矛盾²⁾であると述べる。

しかし、実は戦前のわが国の農村では、大半の地主は耕作者＝耕作地主であり、大半の耕作者は土地所有者＝自作農・自小作農であった。純粋の小作農は3割に満たず、その多くが兼業所得に依存する農村の雑業層であった。したがって、地主自小作農といった存在も決して希でなかった。そのようなところでは、地主対耕作者、所有権対用益権という関係も教科書の様には通用しない。つまり、貴族的大土地所有ではなく、農民的の小土地所有を特徴とするわが国の土地制度においては、土地所有者は戦前から圧倒的多数で、だから所有も経営も零細であり、慢性的な「土地飢餓」状況による貸し手市場構造も維持され、耕作権は不安定とならざる得なかったのである。それゆえに、耕作権を所有権と一体化することが「耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図る」（農地法第1条）上で、もっとも強力な方法だったのである。

渡辺の議論はそうした日本の土地制度の特徴を度外視して、マルクス地代論を現実の農業に投影することで、「農業経営の近代化・高度化」を所有権の制限、耕作権の保障と観念的に考えるものである意味で、土地問題史観を代表している³⁾。

農地法の下での農地所有権は決して無制約な所有権ではなく、残存小作地についてはもちろん、耕作原則という点からも、転用についても厳しく制約された規制の強いものである⁴⁾。しかるに渡辺は、「農地改革の所有権中心主義⁵⁾」という立論から、耕作権を所有権化する枠組みを持つ農地法が、農地賃貸借に抑制的な作用をしていることすら否認される⁶⁾。

そして、「耕作権の保障手段としての農地所有権は商品所有権としての農地所有権に転化する⁷⁾」というレトリックで、兼業農家に対する不当な評価を導くことにもなる。すなわち、農地価格統制の撤廃→地価高騰の農村への波及→農地の「資産的保有化傾向」→兼業滞留という論理である⁸⁾。

しかし、農地とは農家が代々継承してきた「家産」であって農地価格の上昇でにわかに資産化し、キャピタル・ゲインを得んがために兼業によって

維持しているものではない。農家にとって農地は最初から維持すべき最重要な「資産」なのである。マルクス地代論が想定する一握りの特権的な大土地所有ならばともかく、農地の大衆的所有状況下では、農地の資産としての意味を十分配慮した所有権者の保護がなされなければ、借地市場における需給関係を均衡させることは出来ない。

その意味で、1970年の農地法改正から1980年の農用地利用増進法へいたる動きは、農地法で「物権化」に行き過ぎた小作制度のベクトルを逆の方向に揺り戻すことで、所有権者に土地を貸し出すインセンティブを与え、借地市場における経済的な需給関係を均衡化させようとするものと言えよう（図1参照）。

農地の「家産」としての歴史的な重さを見ないで、農地所有を「資本主義的＝ブルジョアの農地改革の歴史的限界」などとするものの観念性は、土地所有を「止揚」した社会主義農業の結末を見ても明かと思われる。

2 「農地法的土地所有崩壊論」批判

こうした「農地改革原罪論」の対極に位置するのが、梶井 [17] に代表される「農地法的土地所有崩壊論⁹⁾」と言えよう。なぜなら、「農地改革原罪論」が抽象的な「農地改革の所有権中心主義」に、その後の農業が資本主義化しない原因を求めたのに対して、こちらは事実上の賃貸借の動きをもって資本主義的な分解「法則」の発現と捉え、自作農主義に立つ農地法の使命は終わったとする議論だからである。

すなわち、梶井 [17] は、「三百年来続いてきた農業構造¹⁰⁾」が1970年代に「零細所有零細経営から零細所有大経営」へと大変動しつつあるとして、「画一的―筆管理主義」の農地法はもはやこうした構造変化の障害でしかないと判定を下すのである。

しかし、零細で分散作圃的な農民的の小土地所有を歴史的所産として持ってしまったわが国においては、貴族的大土地有の下ではじめて蓋然性をもつ借地大規模農業はそうそう期待し得るものではない。確かに、1970年代に田植機とコンバインの普及をもって完成する稲作の「中型」機械化一貫体系は、わが国の稲作農業技術史において画期的

な意味をもつものである。梶井等の研究史上での意義も、それが農業構造に与えた変化を検出した点に求められるだろう。

しかし、それが直播でなく田植機であったことが象徴するように、この「中型」機械化一貫体系へ至る動きはいわゆる大規模機械化農業ではなくて、あくまで「繁忙期解除と雇用労力節約とを目標¹⁰⁾」とした自営農的性格のものであった。したがって、請負耕作やヤミ小作、賃貸借といっても、それは機械体系の完成によって拡大した小農の適正規模への小農的な規模適正化の動きと言うべきだろう。

しかるにそれを、「生産力の階層間格差」や「利潤範疇の成立」といったカウツキー・レーニン型の農業の資本主義化と取り違えたところに、「農地法的土地所有崩壊論」の最大の問題もある¹¹⁾。すなわち、両者は共に、小農的な規模適正化の動きを資本主義の両極分解「法則」の発現と捉えて、その「法則」を十全ならしめるために、賃貸借を抑制している農地法の様々な統制や規制は、もはや不必要と論じるものだからである。

つまり、この議論では農地法が農業内の規模拡大というきわめて狭い視野からだけ論じられるために、市場関係を通じた農外資本の農業への作用に対して農地法が果たしている総体的な意味での役割が正しく評価されない。したがって、農地利用増進事業によって借地による農地流動化があれば政策的に推進されながら、基本的に零細で分散錯雑的な土地制度に阻まれて、借地による規模拡大も一定の限度にとどまっている¹²⁾にもかかわらず、その原因をむしろ農地法の規制に求めてしまうのである。

こうして、この議論と、農地法と食管制度さえ廃止すれば借地による大規模経営が形成されるという一部の論者の議論との境界は、こと農地法に関する限り、もはやなくなりつつあると言えよう。

3 「農地法廃止論」批判

農地法と食管制度の廃止を求める議論にも、例えば荏開津 [1] のように聞くべき重要な提起が含まれている。特に農地法に係わっては、「生活水準における農工間格差の消滅¹³⁾」という変化の指摘は重要であろう。

なぜなら、戦前の地主小作間の絶え間無い紛争という苦い経験は、零細な所有と経営の下で地主も小作も基本的に農業生産に生活を依存するような状況、したがって不可避免的に貸し手市場とならざるを得ない状況に基づいていた。耕作者を所有者と一致させるという農地改革と農地法の理念も、そうした状況における耕作権の安定と食糧の増産のためのものであったからである。

当初、請負耕作やヤミ小作が拡大した過程においても、その地代は収穫物の50%という戦前と同じ水準にまで高まった。そこには自己の規模に対して過剰の機械能力や労働の使用機会の獲得には、その追加的な部分の利益の僅少性は考慮されない、という「自小作農の論理¹⁴⁾」と借地市場における貸し手市場的構造が続いていたことを意味している。

しかし、そのような状況も昭和一桁世代がリタイアをはじめめる今日、大きく変化してきている。総兼業化に示される非農業への就業機会は、北海道を除けば確実に日本全国へ拡大し、その結果として家の後継者は確保されても農業後継者とはならない、あるいは家の後継者すら確保できないところまで農業労働力の流出が進行している。つまり、大部分の農家が農業生産に所得を依存するという状況は、全くといってよほど消失し、大量の不耕作地や放棄地が生じるほどにもなったのである。

この状況は、間違いなく農地法が所有権という最も強固な形で耕作権の安定を意図した状況からの転換といわねばならない。農地法は、自作農主義という枠組みで、戦後の農地問題を戦前のような農業内の所有権と耕作権をめぐる紛争という形では発現させない役割を十全に果たしてきた。それは、そもそも賃貸借の発生を抑制するという意味からでもあるが、賃貸借が公認・推奨されて以降も、やはりその耕作者重視という性格によって現実の賃貸借関係に一定の作用を及ぼしてきたと考えられるのである。

もはや借り手がいないというような状況の出現は、確かに農地法的前提となる状況の喪失と見ることもできる。しかし、農地法が農地問題を農業内の問題として発現させなかったということは、裏を返せば、戦後の農地問題は一貫して農外の資

本主義の不均等な発展に伴う、農業と非農業との境界上で発生してきたことを意味している。1969年の農振法は、農地法の転用規制から一步進めて、そのような土地をめぐる農業と非農業との調整をめざす土地利用区分の制度化と言える。だが、それが資本による開発の無政府的な展開のもたらす問題を有効にコントロールするものとはなり得ていないように思われる。

だからこそ、画一的な筆統制と避難された農地法の規制が結局、農外資本による投機的な農地取得を排除する最後の砦として果たしてきた重要な役割は、十分に評価されなければならないだろう¹⁵⁾。この点の評価なしに、「農地法がある限り貸したら取られるという農地改革の記憶が残って貸借が進まない」という荏開津の主張は正しいだろうか。昭和一桁のリタイヤによって農地法があっても貸し手は確実に増加する。それは農地法の廃止で貸借が飛躍的に増加するという予想よりもはるかに蓋然性が高いだろう。

ここにも現れているように、また「農家の保護から農業の保護へ¹⁶⁾」というスローガンにも示されるように、農地法廃止論の最大の問題は、農業が誰に担われるべきか、という根源的問題を曖昧なままに、抽象的な「農業保護」で合意を得ようとする無責任さである。

つまり、担い手問題を度外視して、果たして土地利用規制だけで農地と農村環境は守られるのであろうか。むしろ、農家に替わる借地大経営といった幻想のもとに、様々な抜け道で農外の資本による農地の投機的所有に道を開くことになりはしないか。先進国においては一様に兼業農家が增加していること、またECではむしろ農村環境の重視から家族農業の保護が強化されていることなどが十分に検討される必要がある。

その意味でも、農地法は耕作者が農地を利用するという理念を内包していること、並びに転用規制によって農外資本の投機的な農地所有を防いでいることから、軽々しく廃止すべきものではないと考えられる。

注

- 1) 原田 [5], 石井 [10] を参照。
- 2) 渡辺 [56], 103頁。また、それへの批判とし

て野田 [29] を参照。

- 3) 磯辺 [13] の抽象的な議論についても、同様の指摘が出来よう。
- 4) 原田 [5] [6] など参照。
- 5) 渡辺 [56], 123頁。
- 6) すなわち、「流動化が進まないのは農地法の耕作権の保障に原因があるという認識そのものがあやまっている。…農地法改正＝耕作権の弱体化の方向で問題を解決しようとするのは、木を見て森を見ざるものである」(渡辺 [56] 124頁) と。
- 7) 渡辺 [56], 105頁。渡辺 [57] も併せて参照。
- 8) こうした考え方は、渡辺 [57] に見られるが、むしろ原田 [5] の方に強く看取される。
- 9) この表現は、梶井に固有のものであるが、伊藤 [14], 今村 [12] などほぼ同種の考えと見ることに異論は無かろう。
- 10) 栗原 [22], 93頁。なお、拙稿 [41] も参照。
- 11) 梶井があまりに強いレーニンの農業理論への信奉が実証分析にも歪みを生じさせる結果となっている点については、拙稿 [48] を参照。
- 12) 宇佐美・石井・河相 [55], 第2章 (石井稿) 参照。
- 13) 荏開津 [1], 19頁。
- 14) 宇野 [54] 「自小作農形態の特殊性」の項を参照。
- 15) 石井・河相 [11], 第1章 (石井稿) 参照。
- 16) 荏開津 [1], 21頁。

おわりに

農業とは地域性を本来的性格として持っていた。確かに、資本主義によって商品経済に取り込まれることによって、それも変化を遂げてきたが、今日でも各国農業は依然として技術移転では越え難い地域性を持っており、そのことがまた農産物貿易摩擦の原因とも言えよう。土地制度と小作制度とを区別することのメリットは、こうした農業が本来的に持っている個性と地域性を農地問題が発生する根源として明確に出来る点である。

つまり、マルクスが抽象の世界で仮定した資本主義的な農業の姿を近代のイギリス農業に投影して作り上げた観念的な歴史像を座標軸として、永

遠に近代化の未達成として問題を捉える枠組み（＝土地問題史観）から農業分析を解き放つことにある。それは、各国の土地制度の在り方を、いわばその国の自然的・歴史的所産として容易に動かし難い個性と踏まえた上で、そこにおける市場を通じての資本主義の農業の包摂と矛盾の発言を小作制度の展開として市場論的に分析しようとするものであった。

こうして、いわゆる土地問題は、その国の土地制度と資本主義の諸市場関係を通じた農業への作用の両面から、農業市場問題の1つとして相対化される。本稿の後半の戦後の農地問題への批判的コメントも、こうした視角の可能性を試すための試論的試みに他ならなかった。その正否は、読者諸賢の判断に委ねるしかないが、少なくとも土地問題がもつ地域性の重要性に注意を喚起できたならば、本稿の意図の大半は果たされたと言えるだろう。

[付記] 本稿は、1992年4月5日に行われた日本農業市場学会創立シンポジウムでの報告原稿を、紙幅の関係からほぼ半分に短縮したものである。そのために、意を尽くせぬところもあるが、そうした点については、機会を改めて論じたい。

参考引用文献一覧（A B C 順）

- [1] 荏開津典生「新しい理念に基づく新しい農政とは」『協同組合経営研究月報』No. 460, 1992年。
- [2] 浜林正夫「近代的土地所有権をめぐる若干の問題」『社会科学の方法』第54号, 1973年。
- [3] 原田純孝『近代土地賃借権法の研究』東京大学出版会, 1980年。
- [4] 原田純孝「『近代的土地所有権』論の再構成をめぐる（上）（下）」『社会科学の方法』1980年11月号, 1981年2月号。
- [5] 原田純孝「『農地三法』の制定と農地制度の現代的展開」『東京経大会誌』122号, 1981年。
- [6] 原田純孝「農地の流動化と農地法の理念」『ジュリスト』NO. 735, 1981年。
- [7] 原田純孝「わが国農地賃借法制の特徴と課題（1）～（14）」『農政調査時報』386号, 1988年～409号, 1990年。
- [8] 稲本洋之助「『賃借権の物権化』について」『社会科学の方法』第63号, 1974年。
- [9] 稲本洋之助「土地所有権と土地利用権」渡辺洋三・稲本洋之助『現代土地法の研究（上）』岩波書店, 1982年。
- [10] 石井啓雄「農地問題と農地法制」渡辺洋三・稲本洋之助『現代土地法の研究（上）』岩波書店, 1982年。
- [11] 石井啓雄・河相一成『国土利用と農地問題』農山漁村文化協会, 1991年。
- [12] 今村奈良臣『現代農地政策論』東京大学出版会, 1983年。
- [13] 磯辺俊彦『日本農業の土地問題』東京大学出版会, 1985年。
- [14] 伊藤喜雄『現代日本農民分解の研究』御茶の水書房, 1973年。
- [15] 岩本純明「近代的土地所有と寄生地主的土地所有」『農業経済研究』第50巻第3号, 1978年。
- [16] 甲斐道太郎「近代的土地所有権の比較法的考察」『比較法学』第4巻第2号, 1967年。
- [17] 梶井功『農地法的土地所有の崩壊』農林統計協会, 1977年（梶井功著作集第5巻, 筑波書房, 1987年所収）。
- [18] 戒能通厚「イギリス所有権法の総体的把握」『社会科学の方法』第39号, 1972年。
- [19] 戒能通厚「イギリス土地法の方法論的一考察」『法律時報』第46巻第5号, 1974年。
- [20] 戒能通厚『イギリス土地所有権法研究』岩波書店, 1980。
- [21] 川島武宜『所有権法の理論』岩波書店, 1949年。
- [22] 栗原百寿「日本農業技術構造と農業共同作業の意義（一）（二）（三）」『帝国農会報』第32巻第2, 3, 4号, 1942年。
- [23] 栗原百寿『農業問題入門』有斐閣, 1955年（栗原百寿著作集第9巻, 1984年所収）。
- [24] 栗原百寿『農業問題の基礎理論』時潮社, 1956年（栗原百寿著作集第8巻, 校倉書房, 1974年所収）。
- [25] 牧原憲夫「『近代的土地所有』概念の再検討」『歴史学研究』第502号, 1982年。

- [26] マルクス, K, マルクス=エンゲルス全集刊行委員会訳『資本論』第3巻, 大月書店, 1967年。
- [27] 宮川澄『日本における近代的所有権の形成』御茶の水書房, 1969年。
- [28] 水本浩「所有権理論の進展」『社会科学の方法』第44号, 1973年。
- [29] 野田公夫「農地改革論」西田美昭・森武麿・栗原み編著『栗原百寿農業理論の射程』八朔社, 1990年。
- [30] 小倉武一『土地立法の史的考察』農業評論社, 1951年(小倉武一著作集第1~3巻, 農山漁村文化協会, 1982年所有)。
- [31] 大石嘉一郎「農地改革の歴史的意義」東京大学社会科学研究所編『戦後改革6 農地改革』東京大学出版会, 1975年。
- [32] 佐伯尚美「19世紀末大不況とイギリス農業」日高普ほか編『マルクス経済学』東京大学出版会, 1978年。
- [33] 椎名重明『近代的土地所有』東京大学出版会, 1973年。
- [34] 椎名重明「近代的土地所有論」『社会科学の方法』第49号, 1973年。
- [35] 椎名重明「イギリスの地主・借地農関係法」『法律時報』第52巻第5号, 1980年。
- [36] 篠塚昭次『土地所有権と現代』日本放送協会, 1974年。
- [37] 鈴木鴻一郎「補註」同編『経済学原理論下』東京大学出版会, 1962年。
- [38] 田淵淳一「『農業革命』研究の動向と課題」『経済学研究』(北大)第32巻第3号, 第4号, 1982年。
- [39] 侘美光彦『世界資本主義』日本評論社, 1980年。
- [40] 玉真之介「東浦庄治の日本農業論」『農業経済研究』第56巻第1号, 1984年。
- [41] 玉真之介「栗原理論と北海道農業」『農業経済研究』第57巻第3号, 1985年。
- [42] 玉真之介「鈴木鴻一郎の日本農業論」『岡山大学経済学会雑誌』第18巻第3号, 1986年。
- [43] 玉真之介「日本農業問題論の再検討」『岡山大学経済学会雑誌』第19巻第1号, 1987年。
- [44] 玉真之介「『農民の小商品生産概念』について」『歴史学研究』第585号, 1988年。
- [45] 玉真之介「農民の小商品生産の発展と小作争議」『岡山大学経済学会雑誌』第21巻第4号, 1990年。
- [46] 玉真之介「農業危機論・農業恐慌論」西田美昭・森武麿・栗原み編著『栗原百寿農業理論の射程』八朔社, 1990年。
- [47] 玉真之介「農産物価格論」西田美昭・森武麿・栗原み編著『栗原百寿農業理論の射程』八朔社, 1990年。
- [48] 玉真之介『農民層分解論の再検討のために』Working Paper No.1, 弘前大学農学部農業生産流通講座, 1991年。
- [49] 玉真之介「『農家』は果たして特殊日本の概念か」『農業経済研究』(掲載予定)。
- [50] 玉真之介「農民層分解論の再検討」『農業問題研究』(掲載予定)
- [51] 田代正一「19世紀中葉イングランドにおける地主・借地農関係の特質」『農業経済論集』第35巻, 1984年。
- [52] 帝国農会『労力調整より観たる部落農業団体の分析』1941年。
- [53] 柘植徳雄「イギリスにおける地主的土地所有後退の背景」『農業総合研究』第44巻第4号, 1990年。
- [54] 宇野弘蔵『農業問題序論』(宇野弘蔵著作集第8巻)岩波書店, 1974年。
- [55] 宇佐美繁・石井啓雄・河相一成『工業化社会の農地問題』農山漁村文化協会, 1989年。
- [56] 渡辺洋三「農地改革と戦後農地法」東京大学社会科学研究所編『戦後改革6 農地改革』東京大学出版会, 1975年。
- [57] 渡辺洋三『土地と財産権』岩波書店, 1977年。
- [58] 米川伸一「ファーマーの歴史についての一試論」『一橋論叢』第51巻第2号, 1963年。
- [59] 米川伸一「十九世紀後半における地主対借地農関係の展開」『一橋論叢』第51巻第5号, 1964年。